

⊘ 違反是正

蒲郡市について

当市は、愛知県南東部、渥美半島と知多半島に囲まれた三河湾に面して位置し、温暖な気候で育つ「みかん」や、消防用ロープをはじめとした製網業が盛んであり、市内4カ所からなる温泉郷には県内外から多くの観光客が訪れている。また、三河湾に吹く適度な風からヨットに適した場所として知られ、国内の主要ヨットレースが開催されるなど、週末ともなると穏やかな海原に多くの白い帆が浮かんでいる。市の面積56.89km²、

人口8万2,000人ほどの決して大きくはない当市ではあるが、産業・観光などまちの活性化に向けて様々な取り組みが行われている。

蒲郡市消防本部の概要

当消防本部は、1本部、1署、2出張所、職員数112名体制(平均年齢33.4歳)で組織され、予防課は8名、予防係及び危険物係の2係で構成されている。当市内の約3,000の防火対象物、約340の危険物施設について、予防課員及び警防

警告書交付が遅れたが、 保健部局が持つ興行場の営業許可権を きっかけに違反が是正された事例

蒲郡市消防本部予防課 広浜利明



職員が、規模・用途で分類した規定に基づいて査察を行っている。

事例概要

防火対象物の関係者が、興行場の営業許可を得る際に必要な消防法令適合通知書が交付されない状態で、複合用途防火対象物の一部を興行場として一方的に営業しようとしたため、保健部局と連携して是正指導を続ける一方、営業開始と同時に警告書を交付できるよう準備を並行

して進めた。しかし関係者は違反是正を完了させずに営業を開始したため、即日警告書を交付した結果、命令書交付前に消防法令の違反が是正されたものである。

防火対象物の概要

(1)関係者(所有者)

旧旅館用途の防火対象物を数年前に購入し、本館をデイサービスと共同住宅の用途として管理するA氏は、建物の一部(以下、別館という。)



本館外観

を第三者(興行場を運営するB氏。以下、B氏という。)に賃借させていた。

(2)建築竣工年月日(旅館用途として)

昭和39年3月

平成5年11月(別館増築)

(3)用途

複合用途防火対象物(16)項イ

(4)構造、階数

鉄筋コンクリート造・鉄骨造スレート葺陸屋根5階建 2,725㎡

(5)収容人員

140人

(6)消防用設備等の設置状況

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設

備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯

(7)危険物施設等

地下タンク貯蔵所 重油4,300ℓ

消防法令違反の概要

(1)防火管理者未選任、消防計画未作成、共同防火管理協議事項未作成

(2)消火器設置数不足

(3)自動火災報知設備非通電

(4)消防用設備等未点検・未報告

指導経過

●平成25年10月4日

興行場を運営するB氏が来庁し、当防火対象

違反是正



別館外観

物の別館をA氏から賃借して興行場を9月から始めたが、興行場の許可を得るためには消防法令適合通知書が必要と保健所に言われたので、一度消防で現地を見て欲しいとの依頼を受ける。A氏に連絡を取り、当防火対象物の全体の現状を把握するため、消防法第4条第1項に基づく立入検査を行う旨を伝える。

●平成25年10月22日

立入検査を行う前に、A氏と当防火対象物内で面談を行い建物の運用状況を聴取する。2階にデイサービス、3階から5階は共同住宅、渡り廊下の基準に適合した連絡通路で行き来できる別館についてはB氏が興行場として使っている。B氏と正式な賃貸契約を結べておらず、困っているとA氏は訴える。

●平成25年10月25日

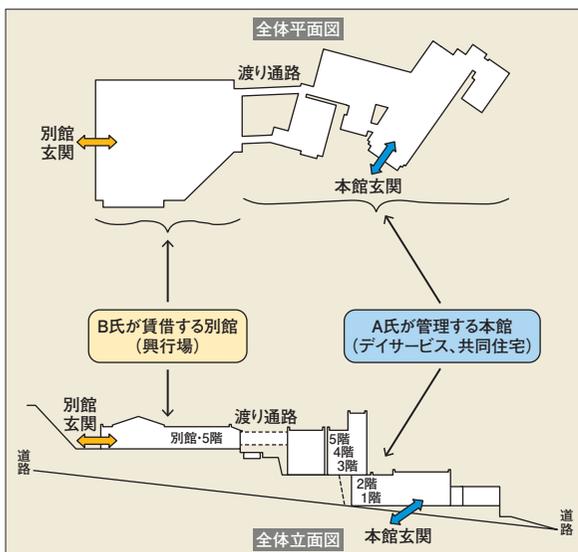
別館のみの立入検査を実施。B氏が興行場として運営していることを確認。自動火災報知設備は設置されているが、受信機は本館側にあり確認できず。消火器設置数不足。B氏は消防が認めてくれないと保健所の許可がもらえないと訴える。

●平成25年10月29日

本館の立入検査を実施。2階でデイサービス、3階から5階部分は共同住宅と確認。自動火災報知設備受信機が1階事務所に設置されているが、非通電であることが判明。消火器設置数不足。誘導灯不点灯箇所多数。

●平成25年10月30日

豊川保健所所管部局と協議したところ、B氏



立面平面図



北側渡り通路

運営の興行場に対しては10日間を期限とする臨時の営業許可を出していて、年内は劇団公演の予定が入っているのですが、臨時でつなぐことは認めるが、それ以降営業を継続するならば、消防法をはじめとした関係法令基準に適合しなければ許可を出さないとのこと。消防としても、消防用設備等の維持管理等に重大な不備があるため、それらが改修されない以上、消防法令適合通知書を出さないと伝える。

消防の判断

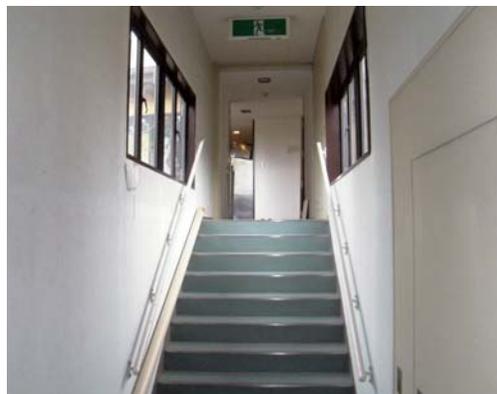
当防火対象物を複合用途防火対象物(16)項イと判断。本館を管理するA氏側は、防火管理上必要な時にB氏側の別館に立ち入ることができない、とのことから管理権原は複数であり、共同防火管理協議事項の作成が必要であると判断。しかし、A氏側及びB氏側とも防火管理者が選任されておらず、立入検査を通してA氏とB氏の折り合いがうまくついていないことが分かったため、まずは両者それぞれから防火管理者の選任及び消防計画の作成、また消火器の必要本数の設置、自動火災報知設備の早急の改修を指導方針とする。また、査察結果通知書はA氏及びB氏それぞれに交付することとする。

●平成25年11月5日

両者に査察結果通知書を交付し、消防法令違反項目(共同防火管理協議事項の件を含めた防火管理者選任や、消防計画、また消防用設備等の不備に対する早急な改修等)を詳細に説明。B氏に対して、現時点では別館の消防法令適合通知書は出せないと伝える。また自動火災報知設備は旅館用途として一元管理で設置されてきたため、非通電の状態からの改修については双方で話し合いを行い、早急に改修するよう指導する。また双方に改修計画報告書の提出を求める。

●平成25年11月26日

A氏より別館を含めた改修計画報告書が提出される。金銭面の理由により、自動火災報知設備非通電の改修は平成26年3月頃との報告。B氏からの提出はなく、一方でB氏はA氏に対する不信感を強く訴える。



南側渡り通路

両者への指導を重ねてきたが、年内の改修ができない場合、別館の消防法令適合通知書は出せず、結果、B氏は興行場の継続ができなくなる。A氏はそこを狙ってB氏を退去させる考えを持っているのでは、との懸念を抱く。

●平成25年12月3日

B氏と連絡を取る。A氏から悪条件を突きつけられ、年内の改修がされない以上、ここにいる意味がないので年内の営業を最後に退去すると述べる。また、裁判になった場合はよろしく願います、とも述べる。A氏と連絡を取る。B氏は年内に退去、それ以降は別館の利用予定はないと述べる。

消防の判断

B氏退去後は本館のみの利用となり、単一の管理権原となるため、共同防火管理協議事項については考慮しなくてもよくなるが、依然として防火管理者未選任、消防計画未作成、消防用設備等未改修が継続しているため、A氏に対しては警告書・命令書の存在を伝えながら重ねて指導する。

●平成25年12月27日

B氏退去後の別館及び本館の立入検査を実施。別館が空き家状態であることを確認。本館部分については従前の指導内容を改めてA氏に伝える。

●平成26年1月23日

B氏より消防へ電話が入る。A氏が別館で興



自動火災報知設備受信盤



興行場

行場を営業するようだという。

A氏と連絡を取る。防火管理者選任届と消防計画を来週提出するとのこと。興行場については何も述べず。

●平成26年2月6日

A氏から防火管理者選任届が提出される。消防計画は提出されず。その時に、3月1日から別館で興行場を自分が営業する、とA氏が述べる。それに対して、以前のB氏と同様に現時点では消防法令適合通知書を出すことは不可能である、と伝えるが、消防設備業者に改修見積を依頼しており、営業開始の意思が見られた。豊川保健所担当者に連絡するが、3月1日からA氏が興行場を始めるといふ話は聞いていないと言う。その後、保健所はA氏と接触を図ろうとしたようだが、なかなか連絡がとれなかったとのこと。消防として再三、A氏に対して消防用設備等の不備の改修を指導してきたが、未改修のまま興行場が開始されるおそれが出てきたため、警告書交付を視野に入れた指導方針とする。

●平成26年2月18日

依然、改修されず。A氏に対して改めて消防法令違反の状態での興行場の営業を開始しないように、と指導する。

●平成26年2月24日

当防火対象物の消防設備を改修する業者と連絡を取る。自動火災報知設備の一部が復旧したが、消火器の発注はまだ受けていない、とのこと。

消防の判断

この時点で、保健所はA氏に対して臨時の営業許可を与えていない。消防法令違反を是正せずに興行場の営業を開始するおそれが高まり、火災等に対する人命の危険性が高い状況であるにもかかわらず、積極的にその危険性を回避しないこと及び再三の指導にも応じない状況から悪質性があると判断、警告・命令のための違反調査を行うこととする。

●平成26年2月27日

警告・命令のための違反調査を実施。別館において興行場の営業開始準備作業を確認。調査終了後、警告書作成開始（法務局での土地及び建物登記事項証明書の取得を含む）。

●平成26年3月1日

（保健所の許可を得ていない状況で）興行場の営業を確認、警告書をA氏に交付する（命令書移行までの履行期限10日間）。

警告書内容

- ・消防計画の作成（消防法第8条第1項違反）
- ・消火器設置、自動火災報知設備非通電及び誘導灯不点灯復旧（消防法第17条第1項違反）

●平成26年3月10日

消防設備業者が来庁。当防火対象物の消防用設備等点検結果報告書及び警告書の内容に係る整備改善完了報告書を提出。

●平成26年3月11日

本館・別館の立入検査を実施。その場でA氏



3階階段室

より消防計画が提出され、整備改善完了報告書に記載された内容についても確認。

警告書の内容が是正されたため、違反処理業務を終了とする。

是正指導の問題点と考察

(1)管理権原者同士の折り合いがよくない

ア 管理権原者同士がいがみ合い、両者と消防の3者での協議が行えなかった。共同防火管理協議事項の話以前に、当防火対象物の防火管理について双方が異なることを訴え、消防として何が本当なのかを判断することに苦慮した。

イ 公平な行政を行う責務がある以上、複数の管理権原者が管理する複合用途防火対象物については、関係者間の利害関係に巻き込まれることなく、慎重かつ丁寧に対応しなければならない。

(2)警告書交付のタイミング

ア 今回は、A氏にとって興行場営業開始のためには保健部局の許可取得が必須であるが故に、消防法令違反の是正につながったと考える。保健部局が持つ権限がなければ、違反是正にはさらに時間がかかったかもしれない。

イ A氏側の興行場営業開始に合わせて警告書を交付できるように準備したが、従前から本館にデイサービスや共同住宅の用途が存在していた当防火対象物の運用状況を考

えると、本館側に主体を置き、今回よりも早期に警告書交付、そして違反処理へ移行できたのかもしれない。違反処理実務の経験がない職員が対応したこと、また、関係者の自発的意思での改修を望む傾向が職員にあったため、警告書交付等に対して少なからず後手に回ってしまった。

ウ 現在、当消防本部には違反処理規程が策定されておらず、今回の事例に関して「違反処理マニュアル(平成14年8月30日付け消防安第39号通知、平成25年3月26日付け消防予第119号一部改正通知)」に基づいた対応をした。職員の予防査察業務、違反処理業務能力の向上のためには、早急に当消防本部の規程を策定し、計画的に研修等を行っていかねばならない。

まとめ

違反是正を完了するまでに約4カ月を要した。自動火災報知設備非通電、消火器設置数不足などの状態で興行場及び他の用途が運用されていることを把握した時点で、その事態の重大性から、保健部局と連携をする場合でも、消防として警告書の交付を早い段階で進めるべきであったと考える。双方の訴えや事情を考慮しすぎて相手の言いなりで改修計画などを受理してしまうと、それが足かせとなり警告書交付や違反是正が先延ばしとなり、結果その施設の利用者が不利益を被り、市民が持つ消防への信頼を失うことにもつながりかねない。

この事例では、保健部局が持つ権限の存在があったが故に付随的に消防法令違反が是正された感があるが、関係機関との密接な連携が建物の安全に寄与することは間違いないと考える。ただし、関係機関に頼りすぎることなく、消防は消防として火災予防という使命をはっきりと表に出して積極的に遂行していかなければならない。その一つとして、当消防本部に求められる違反処理事務を含めた予防査察業務の改善点を早急に見つけ出し、それが市民の安全に寄与できるよう日々研鑽を続けていこうと考える。